

東京高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正決定義務付け等請求控訴事件

国側当事者・国(卷税務署長)

平成20年2月27日棄却・上告

判示事項

- (1) 法人税法40条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入)及び同法68条1項(所得税額の控除)の規定の趣旨(原審判決引用)
- (2) 法人税法68条3項、4項(所得税額の控除)の趣旨及びその合理性(原審判決引用)
- (3) 巨額の源泉徴収税額の場合、納税者たる法人においては、源泉所得税額を損金として納付すべき法人税額を計算することには経済合理性がないとしても、控訴人会社が申告時任意にそのような選択をして確定申告書を提出したと認められる以上は、課税庁において、それに基づいて、当該源泉所得税額につき、当該事業年度の法人税額から控除せず、損金の額に算入して納付すべき法人税額の計算をすることとなる結果、控訴人会社が、控除制度を利用した場合とで生じる差額分の不利益を負担すべきことになるのは、法人税法68条3項、4項(所得税額の控除)の趣旨からの当然の帰結であるとされた事例(原審判決引用)
- (4) 本件申告書の作成に当たり、確定申告書の不適切な様式や記載によって、誤りが引き起こされたものであり、このような事情は「やむを得ない事情」に該当するとの控訴人会社の主張が、法人税法施行規則34条1項、2項(確定申告書の記載事項)及び別表六(1)において、確定申告書の記載事項及び記載要領が定められているところ、それらの記載において特段不適切な点は見られないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (5) 単純な申告書の記載誤りも、更正の請求が可能な「当該計算に誤りがあったこと」(国税通則法23条1項1号(更正の請求))に包摂されるとの控訴人会社の主張が、所得計算の特例等において、一定事項の申告等を適用条件としているものにつき、同特例等を適用しない選択の基に、当該申告がなされなかつたことから、当該措置を受けられず、その結果納付すべき税額が過大となった場合には、同項に基づく更正の請求によりその過大となっている部分の減額を請求することができない(最高裁判所昭和62年11月10日判決参照)ところ、本件もこれに該当するとして排斥された事例(原審判決引用)
- (6) 法人税法68条1項の規定に基づく源泉所得税の控除をするか損金算入をするかについては法人の選択にゆだねられているとの課税庁の解釈は、そもそも法人の負担する所得税が本質的に損金となり得ないものなのであるから、重複課税回避の立法趣旨にそぐわず違法であるとの控訴人会社の主張が、法人の負担する源泉所得税についてこれを控除の対象とするか損金の対象とするかは挙げて法人の判断(申告)にゆだねられていることは法文上明らかであり、当該法制度の下では法人にそのいずれを選択するかの便宜が供与されていることに変わりはなく、法人が損金算入を選択した場合には税額控除の利益を受けられないこととなるが、それは、その選択の動機がどうであれ、法人の意思に基づく選択の結果にすぎず、重複課税回避という法人税法68条1項の立法趣旨になんら抵触するものではないとして排斥された事例
- (7) 法人が経済的に有利な法人税法68条1項所定の税額控除を選択するとの記載をせずに申告した場合であっても、後になってその記載の過誤、錯誤の申し出をした場合には、制度の趣旨に照らし最

大限その申し入れを尊重して税額控除が認められるべきであるとの控訴人会社の主張が、法人税法68条4項に定める「やむを得ない事情」があるときとは、条文の規定に照らし、当該法人の主観的な事情を離れた客観的にみてやむを得ない事情がある場合をいうものと解すべきであって、本来源泉所得税は法人が当然に負担すべきものではないとの点や重複課税回避の立法趣旨を強調する控訴人会社の主張を斟酌してみても、上記の点を別異に解すべきものとはいえないとして排斥された事例

判決要旨

- (1) 法人税法が、内国法人が各事業年度において、所得税法174条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子、配当等を受ける場合に源泉徴収される所得税の額につき、法人税の額から控除することを認めるとともに、控除をする場合には、控除された金額につき、損金の額に算入しないこととしている（法人税法40条、68条1項）のは、いずれも、いわゆる重複課税（二重課税）の事態を回避するための措置である。
- (2) 法人税法68条3項（所得税額の控除）において、同条1項が適用される場合につき、確定申告書に控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載をすることを要求しているのは、納税者である法人に対してこの制度の適用を受けるか否かの選択による一定の便宜を供与するとともに、租税債権を早期に、かつ、簡便な手続で確定させることにより法的安定性を確保するために、所得税額の控除を納税者である法人の選択にゆだね、その選択に当たり、確定申告書において一定の要式をとることを定めて手続を明示し、もって、上記確定申告後にその選択自体を覆し、控除すべき金額の変更を求めるることはできないこととしたものといえる。そして、上記の選択が任意に行い得ないような事情がある場合には、その救済を図る必要があることから、同条4項において「やむを得ない事情があると認めるとき」として、同条3項に定める記載を欠いた場合でも、同条1項を適用することができるとしたものである。このような取扱いは制度設計としての合理性を見いだすことができ、租税負担公平の原則又は租税法律主義違反、ひいては憲法違反であるとはいひ難い。

(3)～(7) 省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●、第●●号、平成19年10月30日判決、本資料257号-200・順号10809）

判決

控訴人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	宮岡 孝之
同	二宮 麻里子
同復代理人弁護士	鈴木 健三
同	迫野 騒恵
同補佐人税理士	岩本 功
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	卷税務署長
	長橋 昇
同指定代理人	中島 千絵美
同	富山 吉徳

同 阿部 務
同 斎藤 隆敏

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当当事者の申立て

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人に対し平成17年2月28日付けでした、平成16年12月20日付けの控訴人の平成15年6月21日から平成16年6月20日までの事業年度の法人税の更正の請求に対する更正処分のうち、更正をすべき理由がないとした部分を取り消す。
- (3) 卷税務署長は、控訴人の平成15年6月21日から平成16年6月20日までの事業年度の法人税について、所得金額を488万0241円に、差引所得に対する法人税額をマイナス559万0316円に、差引減少する法人税額を812万9316円に更正せよ。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、平成15年6月21日から平成16年6月20日までの事業年度の法人税の確定申告において、法人税法68条1項の規定に基づく源泉所得税の控除について同条3項に規定する確定申告書の記載をしなかつたなどとして、卷税務署長に対して法人税の更正の請求をしたところ、卷税務署長が源泉所得税の控除について更正をすべき理由がないとして更正をしなかつたことから、その処分の取消しを求めるとともに、その更正の義務付けを求める事案である。

原審は、取消請求は理由がないとして棄却し、義務付請求に係る訴えは不適法であるとして却下したので、控訴人がその認定判断を争い控訴した。

2 前提となる法令の規定、事実、争点及び当事者の主張

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1ないし3（「第3 争点に対する判断」の2を含む。）に記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 【判示】
① 当裁判所は、控訴人の当審における主張を併せ検討しても、控訴人の本件取消請求は理由がなく、また、本件義務付請求に係る訴えは不適法であると判断する。その理由は次に付加するほかは原判決の「事実及び理由」の「第3 争点に対する判断」の1ないし3に記載のとおりであるからこれを引用する。

【判示(6)】 2 (1) 控訴人は、法人税法68条1項の規定に基づく源泉所得税の控除をするか損金算入をするかについては法人の選択にゆだねられているとの処分行政の解釈は、そもそも法人の負担する所得税が本質的に損金となり得ないものなのであるから、重複課税回避の立法趣旨にそぐわざ違法である旨主張する。

しかし、法人の負担する所得税の性質をどのように理解するにせよ、法人税法68条1項の規定に基づく源泉所得税の控除は法人の申告に基づいて行われるものであり、控除の対象とされなかった源泉所得税については損金算入の対象となることは同法40条の規定から明らかであるから、結局、法人の負担する源泉所得税についてこれを控除の対象とするか損金の対象とするかは挙げて法人の判断（申告）にゆだねられていることは法文上明らかである。控訴人が主張するように、現行法制の下では、源泉所得税を控除の対象として選択する方が損金算入の対象とするよりも法人にとって常に経済的に有利となるから経済合理性の観点からみて選択の余地がないはずであるとしてみても、税務申告を通じて法人に税額控除の適用の有無の選択がゆだねられているという法制度の下では法人にそのいずれを選択するかの便宜が供与されていることに変わりはない。

したがって、源泉所得税を控除の対象とするか損金に算入するかについての選択が法人にゆだねられており、法人が損金算入を選択した場合には税額控除の利益を受けられないこととなるが、それは、その選択の動機がどうであれ、法人の意思に基づく選択の結果にすぎず、重複課税回避という法人税法68条1項の立法趣旨になんら抵触するものではない。そして、その選択に当たり法人がその選択肢の存在及び意義をどのように理解していたかという点は、あるいは同条4項に該当する場合があり得ることは別として、上記判断を直ちに左右するものではない。

(2) また、控訴人は、法人が経済的に有利な法人税法68条1項所定の税額控除を選択するとの記載をせずに申告をした場合であっても、後になってその記載の過誤、錯誤の申し出をした場合には、制度の趣旨に照らし最大限その申し入れを尊重して税額控除が認められるべきであり、そうでなければ、憲法が要請する租税公平負担の原則に反する旨主張する。

【判示(7)】 しかし、税額控除の記載のない申告があったときでもなお税額控除の適用を認め得る場合として法人税法68条4項の定めるやむを得ない事情があるときとは、条文の規定に照らし、当該法人の主觀的な事情を離れた客觀的にみてやむを得ない事情がある場合をいうものと解すべきであって、本来源泉所得税は法人が当然に負担すべきものではないとの点や重複課税回避の立法趣旨を強調する控訴人の主張を斟酌しても、上記の点を別異に解すべきものとはいえない。そして、税額控除の適用の有無が原則としてその適用を求める法人自身の申告にゆだねられていることを考えれば、上記のような解釈が租税公平負担の原則に反し違法であるなどと解することはできない（控訴人の憲法の要請に反する旨の主張は内容に照らし単なる法令解釈の違法をいうにすぎない。）。また、上記引用に係る原判決認定の事実関係の下では、控訴人が税額控除の記載をせずに申告したことについて、その申告が錯誤により無効であると解することもできない。

したがって、控訴人の主張は理由がない。

(3) さらに、控訴人は、控訴人が法人税の申告に当たり税額控除の記載を誤ったことが国税通則法23条1項所定の計算に誤りがあったことに当たると主張するが、その理由のないことは、上記引用に係る原判決説示のとおりである。

3 よって、以上と同旨の原判決は相当であって本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤村 啓

裁判官 佐藤 陽一

裁判官 古久保 正人